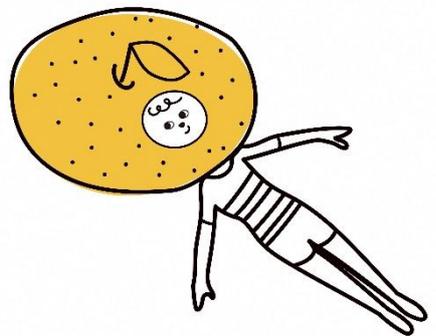
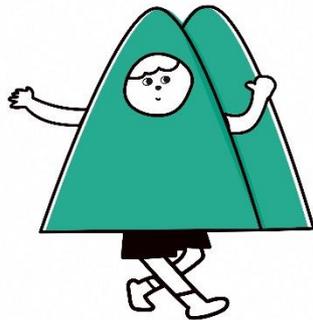
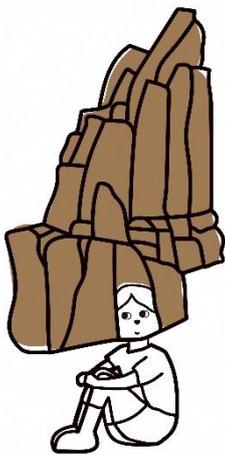


八峰白神ジオパーク 保全計画



はじめに

八峰白神ジオパークは、青く広大な日本海と世界自然遺産白神山地に囲まれた自然豊かな八峰町全体をエリアとし、「白神の恵みに生きる」をテーマに日本海が形成される以前から現在までの大地の変化や、白神山地や日本海から様々な恩恵を受けて暮らしてきた人々の歴史や文化等が海岸部から山間部にかけて連続して見ることが出来るジオパークです。

2015年のユネスコ正式事業化に伴い、ユネスコ世界ジオパークネットワークのみならず、各国の国内ジオパークにも保全の制度化が求められるようになりました。日本ジオパークにおいても、2018年に「日本ジオパークネットワークの自然資源保全に関する指針」がまとめられ、ジオパーク活動を行うに当たってサイトの価値や属性、範囲についてのリストアップや保全計画策定の必要性とその手順が示されています。八峰白神ジオパークにおいても大地の脅威と恵みをよく理解し、足下にある大地や生態系、そして文化や歴史を守り、白神の大地に根付いた自然・文化や伝統を未来へ継承するため、本計画を策定し、広く周知する必要があります。

八峰白神ジオパーク推進協議会(以下、協議会)では、これら大切な資源を守りながら活用し、住民や来訪者等が楽しみながら学べる機会をつくることによって、白神の大地に新しい価値を生み出す「人のわづくり」や地域ブランド力の向上を目指します。

八峰白神ジオパークにおける「保護」と「保全」に関する考え方

八峰白神ジオパークにおいて、「保護」は、現在の状態を維持するための規制等の措置を行うことに対し、「保全」は、損傷、変質、荒廃しないように人手、資金、時間をかけて常に安全で良好な状態で保存し、活用も図れるようにすることと定義します。

自然が造形したサイトについては、サイトの周辺環境のみを整備して保全し、人が造形したサイトについては、定期的に改修、修繕して価値を維持していくことになります。

八峰白神ジオパークのサイトの分類

科学的に重要な地質・地形やそれに関連する自然現象が観察できる場所を「ジオサイト」といいますが、ジオパークでは地質・地形だけでなく、大地の上に成り立つ生態系や人間の歴史・文化も含んだ「地球の歴史」をテーマにしています。八峰白神ジオパークでは、その場所の持つ価値の種類に従って次のように分類しています。

しかし、実際には、「複合的な価値」が存在しているサイトも存在しています。例をあげれば、「留山」には地すべり地形としての特徴があり(地質・地形)、ブナの天然林としても

価値があります(生態系)。また、留山の名前の由来は水源を守るために「樹木の伐採を禁止し、木を山に留めた」という話が残っています(歴史・文化)。

地質・地形サイトの設定には、その場で見られる学術的価値を明確する必要と保全可能であることが条件となっています。

分類	説明	該当するサイト
地質・地形サイト (Geosite)	地質・地形的価値を主とする場所	ポンポコ山の砂丘、高野々断層、交差する段丘、水沢川河岸段丘、泊海岸、椿海岸の柱状節理、白神のスフィンクス、ペペライト、三十釜、岩館の貫入岩体、チゴキ崎、黒滝と編笠岩
生態系サイト (Ecological site)	生態系価値を主とする場所	留山
歴史・文化サイト (Cultural site)	歴史・文化的価値を主とする場所	手這坂、白瀑と白瀑神社、発盛鉱業所跡、御所の台、瀧安の乙女、小入川、旧青秋林道

場所そのものには学術的な価値がないものの観察・眺望できる見晴らしがよい場所をビューポイントと定義しています。

分類	説明	該当するサイト
ビューポイント (View point)	眺望地点として価値のある場所	須郷岬(白神花崗岩)、中浜海岸(雄島)、鹿の浦展望台(段丘と砂丘)、高峰山山頂(能代平野)

サイトの法的保護

関係法令に基づいて指定されているジオサイトは、その価値の重要性から法令で必要な措置が規定されており、適用される法令等に基づいて適正に保護や保全が講じられています。

①秋田県自然公園条例

優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として定め

られた法律です。

区分	名称	該当するサイト
県立自然公園	八森岩館県立自然公園	留山、泊海岸、白神のスフィンクス、ペペライト、瀧安の乙女、岩館の貫入岩体、チゴキ崎
	秋田白神県立自然公園	三十釜、黒滝と編笠岩、旧青秋林道

②秋田県文化財保護条例

文化財の保存・活用、国民の文化的向上を目的として定められた法律です。

文化財とは、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられた貴重な財産です。文化財には有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物などの分類があります。

区分	該当するサイト	備考
地形・地質	椿海岸の柱状節理	秋田県天然記念物指定 * 秋田県では、「八森椿海岸柱状節理群」の名称で指定されている。

③河川法

日本の国土保全や公共利害に関係のある重要な河川を指定し、これらの管理・治水及び利用等を定められた法律です。

河川名	種別	該当するサイト
水沢川	二級河川	水沢川河岸段丘

④森林法

森林生産力向上を目的とした森林行政の基本法です。保護・監督の行政規定と盗伐などに対する特別刑法を内容としています。

名称	該当するサイト
留山	留山

⑤八峰町特定地区公園条例

八峰町の豊かな自然環境と地域生産物を生かし、自然とふれあい、体験活動等により町民が憩い、楽しめる場を確保し、都市等の交流を促進することによって町の活性化を図ることを目的として定められた条例です。

名称	名称	該当するサイト
八峰町特定地区公園	ボンポコ山公園	ボンポコ山の砂丘
	御所の台ふれあいパーク	御所の台

法的保護がないサイトの取り扱い

各種法令等による規制のないジオサイトは、それぞれの成り立ちと地域の歴史や文化、産業、生活などと密接に係わっています。これまでの経緯や背景を理解しながら、人々が受けている恵みを尊重し、保護・保全もそれぞれの地域の実情に即して実施します。

条例等によって保護がされていない場所は、必要によって法的な保護ができるように関係機関と協議していきます。

八峰白神ジオパークの保全活動

協議会では、「地域の宝をまもり、将来につなげる」を目標とし、「保全意識の向上」「情報の収集・整理」「調査・研究」を実施します。

①保全計画の策定と周知

保全計画を策定し、周知することによって地域の宝物を大切にする人を育てます。

②サイトのモニタリングの実施

保全部会による定期的なモニタリングを実施し、将来の保全整備活動に役立てます。

③情報を随時収集、整理しジオストーリーに活用する

地域の人とともに地域のお宝となる自然遺産や文化遺産の情報収集を行いリストアップします。収集した情報を共有することで地域をよく知る人を育てます。

④広報誌へジオパーク関係の情報等を毎月掲載

広報誌に掲載することで地域住民に改めて地元に関心を持ってもらい、地元の魅力や奥深さを再認識することに役立てます。

⑤八峰白神エリアの学術研究を支援

学術機関と連携して、地域の宝を学術的に明らかにする調査・研究を支援します。結果を広く公開し、学術的に地域の宝を守ることができる人を育てます。

サイトのモニタリング

(1) サイトの確認方法

① 協議会保全部会によるモニタリング

協議会の保全部会を中心に、ジオパークガイド等と連携して、定期的に現地に
出向き、年1回以上のモニタリングを実施します。モニタリングに使用する様式は9
～10ページの資料参照。

② そのほかの地域住民、来訪者等からの情報提供

住民や訪問者等に対して、異状を発見した際、協議会に連絡してもらえよう広
報誌やホームページ等に掲示します。そうすることによって、サイトの異状や損壊行
為を確認された場合の対応が迅速に行えるような環境を整えます。

(2) モニタリング終了後の対応

① モニタリングの結果をサイトカルテに記載し、カルテ内容をより充実したものにして
いきます。

② 総合的に分析・評価し、本計画の点検、修正及び見直しに反映させます。

(3) 異状発生時の対応

モニタリング調査において、サイトの劣化状況が把握された場合には、利害関係者
を含めた改善に向けた協議を行う必要があります。

サイト及びその周辺で落石や崩落等があった場合は、地域住民や来訪者等への人
的な被害が生じないようにするため、協議会と管理者等が連携し、危険箇所への立ち
入り制限や事故発生の周知などを行います。

(4) 教育や学術調査における採取行為への対応

県立自然公園法並びに文化財保護法が適用されるサイトでは、原則として岩石・
鉱物・化石の採取が禁止されており、許可権者の許可が必要です。協議会はホーム
ページやパンフレットなどを活用してその周知に努めるとともに、研究や調査活動、研
修会等においてその要請があった場合、所管行政機関を紹介します。

計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和11年度までの8年間とします。

ただし、計画に基づいた実施内容の検証とモニタリングの結果を分析・評価し、時勢
に合った適切な計画となるよう随時計画の見直しを行います。

サイト一覧表

NO.	サイト名	管理者	法的保護
1	ボンボコ山の砂丘	八峰町観光協会	八峰町特定地区公園
2	高野々断層	八峰町または土地の所有者	
3	交差する段丘	不明	
4	水沢川河岸段丘	秋田県(河川砂防課)	
5	手這坂	土地の所有者	
6	留山	八峰町(産業振興課)	八森岩館県立自然公園
7	白瀑と白瀑神社	神社	
8	泊海岸	秋田県(水産漁港課)	八森岩館県立自然公園
9	椿海岸の柱状節理	八峰町(生涯学習課)	秋田県天然記念物指定
10	発盛鉱業所跡	中央公園は八峰町(産業振興課)、中浜海岸は秋田県(水産漁港課)	
11	白神のスフィンクス	秋田県(水産漁港課)	八森岩館県立自然公園
12	ペペライト	秋田県(水産漁港課)	八森岩館県立自然公園
13	御所の台	八峰町(産業振興課)	八峰町特定地区公園
14	濤安の乙女	八峰町(産業振興課)	八森岩館県立自然公園
15	三十釜	八峰町(産業振興課)	秋田白神県立自然公園
16	小入川地区	鉄橋は JR 東日本、立岩は秋田県(水産漁港課)	
17	岩館の貫入岩体	秋田県(水産漁港課)	八森岩館県立自然公園
18	チゴキ崎	秋田県(水産漁港課)	八森岩館県立自然公園
19	黒滝と編笠岩	米代西部森林管理署	秋田白神県立自然公園
20	旧青秋林道	八峰町(産業振興課)	秋田白神県立自然公園

資料

モニタリングシート 表面

モニタリングシート				
		報告日	年 月 日	
八峰白神ジオパーク推進協議会会長 様				
報告者 団体名:				
担当者:				
連絡先:				
モニタリング結果について、次のとおり報告致します。				
サイト名				
確認日	年 月 日			
チェック項目	項目	評価	理由	
	地層・地形の異状	○・△・×・無		
	動・植物の異状	○・△・×・無		
	水流の異状	○・△・×・無		
	看板の異状	日焼け	○・△・×・無	
		汚れ	○・△・×・無	
		雑草	○・△・×・無	
		立地	○・△・×・無	
		説明文	○・△・×・無	
		マップ	○・△・×・無	
更新の必要性		有・無		
その他()の異状	○・△・×・無			

モニタリングシート 裏面

(異状があった場合)今後の対応	*「〇〇が必要」「〇〇を検討」等記載する。
-----------------	-----------------------

画像添付欄

*異状がある場合は画像等を添付する

備考

*例「倒れそうな木がある」「モニタリングを実施して改めてよいサイトなのでもっと活用すべき」など自由に記載

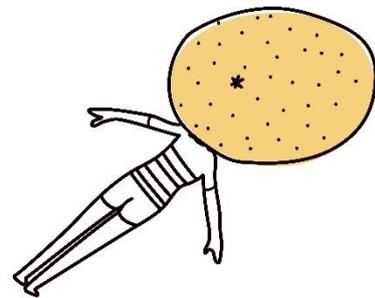
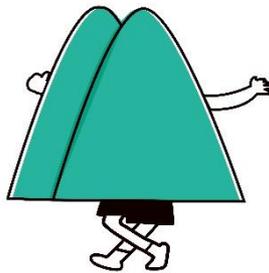
モニタリング結果一覧表 表面

NO.	サイト名	異状の有無				看板の更新の必要性	その他()の異状	モニタリング実施日
		地層・地形	動・植物	水流	看板()			
1	ポンポコ山の砂丘	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
2	高野の断層	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
3	交差する段丘	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
4	水沢川河岸段丘	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
5	手這坂	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
6	留山	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
7	白瀑と白瀑神社	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
8	泊海岸	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
9	椿海岸の柱状節理	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
10	発盛鉱業所跡	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
11	白神のスフィンクス	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
12	ペペライト	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
13	御所の台	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
14	瀧安の乙女	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	

モニタリング結果一覧表 裏面

NO.	サイト名	異状の有無				看板の更新の必要性	その他()の異状	モニタリング実施日
		地層・地形	動・植物	水流	看板()			
15	三十釜	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
16	小入川地区	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
17	岩館の貫入岩体	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
18	チゴキ崎	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
19	黒滝と編笠岩	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	
20	旧春秋林道	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	○・△ ×・無	有・無	○・△ ×・無	

備考



八峰白神ジオパーク保全計画

令和4年4月発行

八峰白神ジオパーク推進協議会事務局

〒018-2502

秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀉字目長田118

TEL:0185-76-4605

FAX:0185-76-2203